

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】令和1年9月5日(2019.9.5)

【公開番号】特開2019-33934(P2019-33934A)

【公開日】平成31年3月7日(2019.3.7)

【年通号数】公開・登録公報2019-009

【出願番号】特願2017-157742(P2017-157742)

【国際特許分類】

A 6 3 F 7/02 (2006.01)

【F I】

A 6 3 F 7/02 304 D

【手続補正書】

【提出日】令和1年7月26日(2019.7.26)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

発光部を備えた遊技機であって、

前記発光部を用いた発光演出を実行可能な発光演出手段をさらに備え、

前記発光演出手段は、特定色を点滅させた発光態様により前記発光部を発光させる第1特定パターンと、前記特定色を含む複数色のうちのいずれかの色から他の色に変化させる発光態様により前記発光部を発光させる第2特定パターンと、により前記発光演出を実行可能であり、

前記第1特定パターンと前記第2特定パターンとで、発光が開始するタイミングは共通するが、発光が終了するタイミングと、遊技者にとっての期待度と、前記特定色の発光周期と、が異なる、

ことを特徴とする遊技機。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0010

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0010】

手段Aに係る発明は、

発光部を備えた遊技機であって、

前記発光部を用いた発光演出を実行可能な発光演出手段をさらに備え、

前記発光演出手段は、特定色を点滅させた発光態様により前記発光部を発光させる第1特定パターンと、前記特定色を含む複数色のうちのいずれかの色から他の色に変化させる発光態様により前記発光部を発光させる第2特定パターンと、により前記発光演出を実行可能であり、

前記第1特定パターンと前記第2特定パターンとで、発光が開始するタイミングは共通するが、発光が終了するタイミングと、遊技者にとっての期待度と、前記特定色の発光周期と、が異なる、

ことを特徴とする。

また、手段1に係る発明として、

発光部（ＬＥＤ９：左枠ＬＥＤ９ｂ、天枠ＬＥＤ９ａ、右枠ＬＥＤ９ｃ、役物ＬＥＤ、盤面ＬＥＤ、導光板、セグ表示器、ドット表示器等）を備えた遊技機（パチンコ遊技機1等）であって、

前記発光部を用いた発光演出を実行可能な発光演出手段（演出制御基板12：演出制御用ＣＰＵ120等）をさらに備え、

前記発光演出手段は、特定色（単色：青色、緑色、赤色等）を点滅させた発光態様により前記発光部を発光させる第1特定パターン（図72の発光パターンテーブル1211：カテゴリ：ＬＰ11～ＬＰ13：発光パターンＬＰ11-1、ＬＰ12-1、ＬＰ13-1等）と、前記特定色を含む複数色のうちのいずれかの色から他の色に変化させる発光態様により前記発光部を発光させる第2特定パターン（図72の発光パターンテーブル1211：カテゴリＬＰ14：発光パターンＬＰ14-1等）とにより前記発光演出を実行可能であり、

前記第1特定パターンと前記第2特定パターンとでは、遊技者にとっての期待度（大当たり信頼度等）が異なり、かつ前記特定色の発光周期が異なる（図74：切替単位発光時間 t_n は点滅単位発光時間 $t_{o1} \sim t_{o3}$ よりも短い等）、

ことを特徴としてよい。

これによれば、第1特定パターンと第2特定パターンとで、遊技者にとっての期待度を異ならせ、かつ特定色の発光周期を異ならせることで、発光演出の演出効果を高め、遊技興奮を向上させることができる。